

## 東庄町農地利用最適化推進委員 募集要項

農地利用最適化推進委員の欠員に伴い、次のとおり農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

■募集方法 推薦または公募（所定の応募用紙に記入）

■要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人

- 任期 委嘱日～令和10年3月31日
- 定数 1人
- 報酬 33,500円（月額）
- 主な業務 農地利用最適化の推進に関する業務 等
- 担当区域

地区	区域	定数
神代地区	大久保、舟戸、東和田、神田、小貝野、窪野谷、平山、高部、大友の区域	1人

■委員になれない人

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 東庄町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等
- 東庄町暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等及び暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

■募集期間 令和8年5月1日（金）～5月29日（金）

郵送の場合は5月29日（金）の消印有効

■受付時間 午前9時00分～午後5時00分（東庄町役場閉庁日を除く）

■受付場所 東庄町農業委員会事務局

■推薦および応募方法

所定の用紙に必要事項を記入のうえ、受付場所に提出してください。

（用紙は東庄町農業委員会事務局で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。）

提出された書類は返却しません。あらかじめご了承ください。

## ■選任方法

評価委員会が提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、農業委員会へ意見を報告します。

農業委員会は評価委員会の報告を受け、農業委員会で農地利用最適化推進委員を決定のうえ委嘱します。

## ■情報の公表

募集期間の中間および終了後に、東庄町ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者等の氏名、構成員の資格要件等
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦をする者が、推薦を受ける者を農業委員又は農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、農業委員又は農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (7) 応募する者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (8) 農地利用最適化推進委員の担当地区

## ■その他

○農地利用最適化推進委員の身分は、東庄町の特別職の非常勤職員となり、業務には守秘義務が伴います。

## ■問合せ先 東庄町農業委員会事務局

〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い 4713 番地 131

TEL 0478-86-6079

【所定の応募用紙】（東庄町農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程 様式）

- ・東庄町農地利用最適化推進委員推薦届（団体推薦用）  
団体で農地利用最適化推進委員候補者を推薦する場合用
- ・東庄町農地利用最適化推進委員推薦届（個人推薦用）  
2人以上の個人で農地利用最適化推進委員候補者を推薦する場合用
- ・東庄町農地利用最適化推進委員応募届  
自ら農地利用最適化推進委員候補者に応募する場合